令和 8 年度 IEES · 馬場財団国際理解教育人材養成奨学金 募集 · 推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、財団法人国際教育交流馬場財団のご支援により、「令和8年度 JEES・馬場財団国際理解教育人材養成奨学金」(以下「本奨学金」という。)の奨学生を下記により募集する。

記

1 目 的

本奨学金は、卒業後に初等中等教育教員としてわが国の国際教育交流、国際理解教育の促進を担い、 生徒に諸外国との相互理解をより一層深めさせることに意欲を持つ学生を対象として、海外留学のために 支援を行うことを目的とする。

2 本奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である財団法人国際教育交流馬場財団は、本協会の奨学金制度に残余財産の全額を 寄付することにより、寄付者の基本方針である、自治体レベル、学校レベルの国際教育交流、国際理解教育 を推進するための人材を長期的に育成していくため、冠奨学金を立ち上げることとして、資金を提供された。

3 応募資格

次の各号の全てに該当する者。

- (1) 海外の高等教育機関(以下「留学先教育機関」という。)へ3か月以上12か月以内の留学を計画し、原則として本奨学金の支給決定以降、令和8年度内に留学を開始する予定の者。
- (2) 日本国籍を有する者又は日本への永住を許可されている者。
- (3) 海外留学開始時点で、日本国内の大学(以下「大学」という。)の学士課程2年次(1年次修了)以上又は教職大学院又は教職課程を有する大学院に正規生として在籍する者。日本国内の大学は、本協会が選定した指定校制とする。
- (4) 大学卒業後に初等中等教育教員になることを目指す者。
- (5) 過去に本奨学金を受給したことがない者。
- (6) 本奨学金の支給期間中、海外留学支援を目的とする他の奨学金を受けない者[貸与型奨学金(返済が必要なもの)、学費免除は除く。]。
- (7) 留学先教育機関が求める語学要件等を満たしており、留学の目的又は計画が明確で、修学の効果が期待できる者。なお、留学先教育機関での履修科目の1つとして、教育課程論、カリキュラム論を選択することが望ましい。
- (8) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
- (9) 令和8年4月に在籍する大学の長の推薦を受けることができる者。

4 採用人数

7名程度

5 支給内容

- (1) 月額奨学金:100,000 円
- (2) 留学準備金:150,000円(アジア地域)、250,000円(アジア以外の地域)

6 支給期間

留学先教育機関での留学プログラムの開始月を起点として月単位で支給。なお、留学先教育機関への渡航及び帰国にかかる期間や、渡航後留学プログラム等が始まるまでの準備期間は留学プログラム期間に含まれない。

7 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3 に挙げる応募資格に該当する者について、8 に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数については、各大学1名までとする。

8 応募・推薦書類及び提出方法

0 /11/93	1EW E VXV O 1/C EN 1/2 EN			
	提出物	提出方法	ファイル 形式	備考
(1)	願書(様式 1)		Excel	日本語で書かれたものに限る。
(2)	推薦書(様式 2)	クラウドストレージサー	Excel	推薦理由は、指導教官等が記入 すること。
(3)	学業成績証明書	ビスBoxの 指定URLへ アップロード (※)	PDF	応募時に入手可能な直近のもの。提出できない場合は、「推薦書(様式 2)」の所定欄に必要事項を記入すること。
(4)	留学先教育機関の入学許可証		PDF	入学許可済みの場合のみ提出す ること。

[※]提出方法の詳細については別紙にて案内。

9 応募・推薦書類の提出期限

令和8年1月9日(金)を提出期限とする。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、審査対象としない。また、提出書類は一切返却しない。

10 選考方法及び結果の通知

理事長は、7(2)により推薦された者について、選考委員会を設け選考を行い、奨学生を決定する。結果は 令和8年3月中を目途に大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

11 支給方法

奨学金は、大学の長からの請求に基づき、本協会より交付期ごとに大学へ振込送金する。大学は 1 か月ごとに奨学生の受給資格(出席状況、単位取得状況、学籍状況等)の有無を確認の上、原則として 1 か月分ずつ奨学生へ支給する。なお、奨学生への支給に係る費用(振込手数料等)は大学負担とする。

12 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、本奨学金受給期間中の学習・研究状況について、留学先教育機関の発行する学業成績証明書(又はそれに準じるもの)と共に、本奨学金受給終了後3か月以内に、所定の様式により大学を通じて本協会に報告すること。
- (2) 奨学生は本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会の要請に応じ、アンケート等への回答及び交流会等への参加に協力すること。また、留学終了後についても、令和 9 年度以降の新規採用者に向けた交流会等において、留学報告等の活動への参加依頼があった場合には、積極的に協力すること。
- (3) 奨学生は、学籍に変更があった場合、大学を通じて本協会へ速やかに届け出ること。
- (4) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により大学を通じて本協会に報告すること。
- (5) 奨学生は、本奨学金の受給前に、大学を通じて「学研災付帯海外留学保険」に加入すること。

13 本奨学金の支給の休止又は終了及び決定取消

- (1) 奨学生が大学(又は留学先教育機関)を長期(1か月以上)欠席した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、6に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。ただし、6の支給期間は延長しない。
- (2) 奨学生が、次の①から⑤のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
 - ① 大学(又は留学先教育機関)を卒業、退学、除籍、停学、休学又は留年(相当すると認められる場合も含む。)した場合。
 - ② 本奨学金の支給の休止期間が6か月を超えた場合。
 - ③ 本奨学金奨学生の義務を怠った場合。
 - ④ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ⑤ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

14 その他(注意事項等)

(1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13(1)から(3)に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、留学期間を短縮した場合、短縮期間に応じて大学を通じて返還するものとする。なお、受給決定後は留学期間が延長されても支給期間は延長しない。

- (2) 本奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を大学が受領した時点)前に海外留学支援を目的とする他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本 奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として、本奨学金を辞退することはできない。
- (3) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程4年、修士(博士前期)課程2年、博士 (博士後期)課程3年とし、この期間のうち6に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限のうち6に挙げる支給期間を支給対象とする。

15 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、15(2)①から⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生選考のため。
- ② 奨学金支給事務のため。
- ③ 奨学金交流会等の開催のため。
- ④ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に利用するため。
- ⑤ その他、本奨学金の運営・管理に必要な業務のため。
- ⑥ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。
- (3) 個人情報の共同利用

本協会が、15(2)①から⑤の目的で寄付者に開示・提供する個人情報の項目は下記のとおり。

- ① 奨学生募集時に取得する事項
 - ・願書に記載された事項
 - ・推薦書に記載された事項
 - ・在籍大学の発行する学業成績証明書(又はそれに準じるもの)に記載された事項
 - ・留学先教育機関の入学許可証に記載された事項
- ② 奨学金受給期間中の状況確認のために取得する事項
 - ・学習状況報告書に記載された事項
 - ・留学先教育機関の発行する学業成績証明書(又はそれに準じるもの)に記載された事項
- ③ 奨学金受給期間中及び奨学金受給終了後の交流継続のために取得する事項
 - ・奨学生の就職・進学先

【個人情報総括保護管理者】

公益財団法人 日本国際教育支援協会 〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29 専務理事 池田輝司

【代表者】

理事長 藤江陽子

16 応募・推薦に関する問合せ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課 〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLX ビルディング 12 階 ※本奨学金に関するお問合せは、以下のお問合せフォームをご利用ください。 お問合せフォームリンク: https://forms.office.com/r/11egwQ3CKk